

最低賃金の改定について

令和7年8月4日、厚生労働省の中央最低賃金審議会は、最低賃金引き上げの目安について全国加重平均1,118円、上昇額 63円の内容で答申をまとめました。昭和53年度に目安制度が始まって以降、最高額となります。政府は、2020年代に最低賃金の全国加重平均を1,500円になることを目指すと述べています。

①「全都道府県1000円超え」へ 過去最大の63円引き上げ

今年度の最低賃金の引き上げ額の目安は「**全都道府県1000円超え**」へ、**過去最大の63円引き上げ**とされています。

2025年度の答申において、特に着目されたのは、2021年から続いている消費者物価の上昇を背景に、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力の維持と、中小企業を含めた賃上げの流れの維持拡大の必要性を重視する方向となりました。一方で、中小企業、小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性について、価格転嫁対策、生産性向上支援の充実も国へ要望する内容となっています。

②最低賃金とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき各都道府県ごとに賃金の最低額を定め、**使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度**です。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、法律によって無効とされます。したがって、最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には最低賃金額との差額を支払わなければなりません。**最低賃金額以上を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）**が定められています。

※例外的に、管轄の労働基準監督署へ最低賃金の除外申請をすることで免除できる制度もあります。

③最低賃金の適用される労働者の範囲

地域別最低賃金は、産業や職種に関わりなく、都道府県内の**事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用**されます。（パートタイマー、アルバイト、臨時社員、嘱託社員などの雇用形態の如何を問わず、全ての労働者に適用されます。）派遣労働者については、派遣先地域の最低賃金が適用されます。

④最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を**除外したものが最低賃金の対象**となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚祝金等の労務の対価にならないもの）
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる臨時の賃金（賞与など）
- (3) 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金（定額時間外手当等のみなし残業）

(4) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
（基準が曖昧で一律に支給されるものは最低賃金に含んで計算します）

なお、住宅手当は、最低賃金の対象となります。

⑤令和7年度最低賃金額改定目安（都道府県）

令和7年8月4日、中央最低賃金審議会にて、地域別の最低賃金額改定目安について、答申がまとめられました。

今後は、各地方最低賃金審議会でこの答申を参考に、審議の上で答申し、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、**10月1日から10月中旬までの間に順次発効**される予定です。

都道府県 (一部抜粋)	令和7年 最低賃金 (答申)	引上げ額 (見込み)
東京	1,226円	63円
神奈川	1,225円	63円
千葉	1,140円	64円
栃木	1,068円	64円
宮城	1,038円	65円
鳥取	1,030円	73円

※2025年8月12日現在 報道発表があった都道府県より抜粋

⑥最低賃金額以上かどうかを確認する方法

- (1) 時間給制の場合
時間給 \geq 最低賃金額 (時間額)
- (2) 日給制の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額
- (3) 月給制の場合
月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額

【例】東京都 最低賃金が1,226円になると仮定
月平均所定労働日数 20日、所定労働時間 8時間

- ①基本給190,000円、②住宅手当10,000円
- ③家族手当10,000円 ④通勤手当 5,000円

月給215,000円から最低賃金の対象とならない
③家族手当、④通勤手当を除くと、対象額は
200,000円になります。

$200,000円 \div 160時間 = 1,250円 > 1,226円$

この時期に今一度、社員、時給者等が最低賃金を上回っているか給与の確認をお願い致します。
お困りごとがございましたら、是非、古田土人事労務までご相談下さい。